

# 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用の一部改正概要

## 1 改正理由

- ・令和6年度から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえて、週休2日の「質の向上」の拡大など働き方改革の推進を図ることを目的に、新たに「月単位の週休2日」及び「交替制工事」を実施する。
- ・港湾・空港工事について、別途定める。
- ・その他、国の改正に伴い、所要の整備を行うこととする。

## 2 主な改正内容

### (1) 要綱第2条関係（定義）

- ・現場閉所困難工事で想定している工事内容等を明示（例）
- ・国の基準に基づき、夏期休暇及び年末年始休暇の日数を明示

### (2) 要綱第3条関係（休日）

- ・現場閉所の確認方法を明示
- ・交替制の確認方法を明示

### (3) 要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- ・全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする
- ・発注方式を定める
- ・現場閉所困難工事について、受注者希望型において、週休2日又は交替制による取組ができるものとする
- ・特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示

### (4) 要綱第7条関係（工事費の積算）

- ・直接工事費及び間接工事費の補正係数の見直し
- ・土木工事における市場単価の補正係数の見直し
- ・土木工事における標準単価の補正係数の見直し
- ・秋田県週休2日制工事の補正における端数処理を明示

## 3 適用

令和6年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する